

実質化された人・農地プラン

〔 注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
波佐見町	乙・協和地区	令和3年3月16日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	52.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.2 ha
(備考) 昭和49年度 圃場整備 2.5 ha 農地中間管理事業による集積 17.7 ha (R2.9)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が2.3haあり、現状の中心経営体では引き受けるのが困難で、新たな農地の受け手の確保が必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

乙・協和地区の農地利用は中心経営体が担うほか、新たな農地の受け手の確保、育成を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	5人		ha		ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>○ 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p> <p>しかし、中心経営体も高齢化するため、受け手になって行けるか課題が残る。</p>
<p>○ 災害対策の取組方針</p> <p>排水が悪い農地が多いため、小規模農林事業を活用し（暗渠工事など）、機能回復に努める。</p> <p>これまでに、シートパイプ設置も行ったが効果はなく、今後新方式を模索し機能回復に努める。</p>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>鳥獣害対策として、こまめに侵入防止柵の点検を行い、補修を確実に行う。</p>
<p>○ スマート農業導入の取組</p> <p>草刈りや肥培管理など農作業の省力化・効率化のため、肥培管理においてはドローンなどの先端技術を活用した農業機械の導入を検討する。</p> <p>また、草刈りについては、土手芝張や防草シートを活用し省力化に努める。</p>
<p>○ 担い手確保の取組方針</p> <p>集落営農組合において、新規就農者の育成は課題が大きいと見られ、行政等の担い手確保に係る支援制度の拡充を望む。収益性が高い取組については、支援を手厚くし、新規リーダーの育成が必要である。</p> <p>中心経営体も高齢化しており、農地の受け手になれなくなっているため、中心経営体になり得る担い手候補の育成・確保に努める。</p> <p>未法人化の集落営農組合の中でも、相互に受け手になり農地を守る必要があるが、法人化しておらず相互扶助に係る支援制度を望む。</p> <p>法人化組合においても、高齢化し解散が余儀なくされ、一般集落営農組合に戻ることが考えられ、その時にも相互扶助支援制度が必要になるとと思われる。</p>